

平成30年度 コミュニティ助成事業の申請について

1. コミュニティ助成事業とは

一般財団法人自治総合センターが宝くじ収入を財源として、地域で行う事業または活動に必要な施設・設備等の整備を助成する制度です。

2. コミュニティ組織とは

コミュニティ組織とは、自治会等の地域的な共同活動を行っている団体とします（特定目的のために組織された団体、趣味の愛好会、イベント等のために組織された団体、NPO等は対象外）。

3. 助成事業の種類、助成対象団体、助成金額、助成対象経費、事業の参考例

P2～P4に事業ごとに記載していますのでご覧ください。

4. 申請の締切（平成30年度の事業）

平成29年9月29日（金）《厳守》

- ①この助成事業は毎年、募集されるとは限りませんのでご了承ください。
- ②事業の内容によっては、助成の対象とならない場合もありますので、事前にご相談下さい。
- ③自治総合センターから募集の連絡によっては、締切日が変更になることがあります。変更になる場合は、各集落にお知らせします。

5. 問い合わせ・申請書等提出先

《問い合わせ・提出先》 自主防災組織育成事業 →総務課 総務室
自主防災組織育成事業以外の事業→企画課 町づくり推進室

※申請には多くの書類が必要です。申請をされる集落は、早めに書類の準備をお願いします。

6. その他

- ①コミュニティ助成事業は、全国からの申請につき自治総合センターで審査を行い、助成金の採択・不採択の決定を行います。そのため、申請をしたからといって、必ず助成金が交付されるとは限りませんのでご了承ください。
- ②1つの事業に複数のコミュニティ組織から申請があった場合には、公平性を図るために町において審査会を開催し、事業の効果・必要性・活動状況などについて比較評価を行い、採択の優先順位を付けた上で自治総合センターへ申請します。